

平成二十七年七月十日受領  
答弁第三〇三三号

内閣衆質一八九第三〇三号

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に  
関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、平成二十七年六月二十四日に安倍内閣総理大臣からプーチン・ロシア連邦大統領に対して電話会談において直接働きかけを行ったほか、同月二十五日以降、原田ロシア連邦駐<sup>きゆう</sup>特命全権大使からロシア連邦政府の関係者に対して働きかけを行うなど、在ロシア連邦日本国大使館を通じ、ロシア連邦政府に対し、我が国漁業者が操業を継続できるよう粘り強く働きかけを行った。